

文学研究科・都市文化研究センター
「共同研究推進プロジェクト」について

2016年10月7日（最終改定2020年9月11日）

大阪市立大学大学院文学研究科都市文化研究センター

1. 趣旨

大阪市立大学大学院文学研究科と都市文化研究センター（UCRC）は、文学研究科における共同研究を推奨する目的で、「共同研究推進プロジェクト」を実施する。「共同研究推進プロジェクト」には、「研究科プロジェクト A（外部資金）」「研究科プロジェクト B（文学研究科長裁量経費）」「UCRC 若手プロジェクト」の計3種のプロジェクトが含まれる。以下、各プロジェクトについて詳述する。

2. 各事業の概要

プロジェクト名	財源	特徴
研究科プロジェクト A	外部資金（科研費等）	<ul style="list-style-type: none">・外部資金による共同研究を「研究科プロジェクト」として認定・文学研究科専任教員・特任教員を代表研究者とする・共同研究に参加する研究者を、UCRC 運営委員会の審査を経て「UCRC 特別研究員」として受け入れることができる
研究科プロジェクト B	文学研究科長裁量経費	<ul style="list-style-type: none">・単年度公募型・文学研究科専任教員を代表研究者とする・採択された共同研究の課題に研究費を交付・共同研究に参加する研究者を、UCRC 運営委員会の審査を経て「UCRC 特別研究員」として受け入れることができる
UCRC 若手プロジェクト	文学研究科長裁量経費	<ul style="list-style-type: none">・単年度公募型・UCRC 研究員を代表研究者とする・採択された研究課題に研究費を交付・共同研究に参加する研究者を、UCRC 運営委員会の審査を経て「UCRC 特別研究員」として受け入れることができる

(1) 研究科プロジェクト A (外部資金を財源とする)

文学研究科専任教員・特任教員が獲得した外部資金（科研費他）による共同研究を「研究科プロジェクト」として認定することがある。共同研究に参加する研究者（大学院生、PD などを含む）を、UCRC 運営委員会の審査を経て「UCRC 特別研究員」として採用することができる。科長裁量経費による支援はおこなわない。

(2) 研究科プロジェクト B (科長裁量経費を財源とする)

代表研究者は文学研究科専任教員のみとし、共同研究者は本学専任教員・特任教員・若手研究者（UCRC 研究員、大学院生など）とする。共同研究の推進に資すると考えられる「研究テーマ」を公募し、採択されたものについて科長裁量経費より研究費を支給する。研究期間は基本的には単年度とし、採択年度以降に外部資金の獲得を目指すことが期待される。

(3) UCRC 若手プロジェクト (科長裁量経費を財源とする)

代表研究者は UCRC 研究員のみとする。UCRC 研究員の研究活動の促進と成果の発信、研究員相互の学術交流の支援を目的として、「UCRC 若手プロジェクト」を公募し、採択されたものについて科長裁量経費より研究費を支給する。研究期間は基本的には単年度とし、学術集会「都市文化研究フォーラム」での報告などが義務づけられる他、採択年度以降に外部資金の獲得を目指すことが期待される。

3. UCRC 特別研究員制度について

「研究科プロジェクト A・B」ならびに「UCRC 若手プロジェクト」に参加する文学研究科専任教員・特任教員以外の者（大学院生、UCRC 研究員、PD など）を、UCRC 運営委員会の審査を経て「UCRC 特別研究員」とすることができる。UCRC 特別研究員の任期は、(1)「研究科プロジェクト A (外部資金)」の場合はプロジェクトの実施期間中、(2)「研究科プロジェクト B (科長裁量経費)」と「UCRC 若手プロジェクト」の場合は当該年度限りとする（ただし、その再任は妨げない）。

UCRC 特別研究員には、各共同研究への参加の他、学術総合情報センターの利用者資格、e-Rad への研究者情報登録の資格が付与される。また、UCRC 特別研究員には、採択後、本学が指定するコンプライアンス教育・研究倫理教育を受講することが義務づけられる。

4. 採択後に求められる成果

「共同研究推進プロジェクト」に採択された各プロジェクトは、都市文化研究センターが発行する紀要『都市文化研究』、および英文電子ジャーナル『UrbanScope』などを研究成果の公表媒体として活用することができる。科長裁量経費を財源とする「研究科プロジェクト B」ならびに「UCRC 若手プロジェクト」の代表研究者には、採択年度以降に外部資金の獲得を目指すことが期待される。また、各プロジェクトの代表研究者や UCRC 特別研究員には「研究実績報告書」

の提出が義務づけられる（詳細は、**5. 応募方法**を参照）。

5. 応募方法

(1) 研究科プロジェクト A（外部資金を財源とする）

代表研究者（文学研究科専任教員・特任教員）から必要書類が提出され次第、随時審議する。「研究科プロジェクト」と UCRC 特別研究員の認定にかかる審議は、UCRC 運営委員会がおこなう。以下の書類の様式は、UCRC のウェブサイトより入手することができる。

1. 研究科プロジェクト認定申請書（申請時に提出、代表研究者が作成）
2. 共同研究者の「UCRC 特別研究員」としての受入を希望する場合は以下書類を提出する。
 - 2-1. 特別研究員申請者研究活動計画書（申請時に提出、共同研究者が作成）
 - 2-2. 履歴書、研究業績評価表（本学専任教員・特任教員・UCRC 研究員以外の者のみ、申請時に提出。UCRC 研究員の応募書類様式を使用する）
 - 2-3. 研究実績報告書（プロジェクト終了時に提出、UCRC 特別研究員が作成）

(2) 研究科プロジェクト B（科長裁量経費を財源とする）

科長裁量経費を財源とする「研究科プロジェクト」を実施するためには、文学研究科専任教員が代表研究者となり、「研究科プロジェクト」の「研究テーマ」の公募に採択される必要がある。申請にあたっては、以下の点に留意すること。

1. 研究テーマの応募時点で、原則として共同研究者を確定する必要がある。「研究テーマ」の選考は、文学研究科三役ならびに UCRC 所長がおこなう（選考に際しては、UCRC 運営委員会に助言を求めることができる）。
2. 「研究テーマ」採択後、共同研究上の必要性に応じて、共同研究者の追加募集を行うことができる。その場合の選考は、代表研究者と UCRC 運営委員会でおこなう。
3. 年間スケジュールは概ね以下のとおり：
 - ・5月末～6月末：「研究テーマ」の公募
 - ・7月下旬以降：「研究テーマ」の決定、「研究科プロジェクト」の開始
 - ・3月：「研究実績報告書」の提出（代表研究者・UCRC 特別研究員ともに）
4. 以下の書類の様式は、UCRC のウェブサイトより入手することができる。
 - 4-1. 代表研究者の提出書類：
 - ・研究科プロジェクト研究テーマ申請書（申請時に提出）
 - ・研究実績報告書（プロジェクト終了時に提出）
 - 4-2. 共同研究者の提出書類：
 - ・履歴書、研究業績評価表（専任教員・特任教員・UCRC 研究員以外の者のみ、申請時に提出。UCRC 研究員の応募書類様式を使用する）
 - ・研究実績報告書（UCRC 特別研究員のみ、プロジェクト終了時に提出）

(3) UCRC 若手プロジェクト（科長裁量経費を財源とする）

科長裁量経費を財源とする「UCRC 若手プロジェクト」を実施するためには、UCRC 研究員が代表研究者となり、公募に採択される必要がある。申請にあたっては、以下の点に留意すること。

1. 共同研究を計画する場合、UCRC 研究員もしくは外部研究者をグループのメンバーに加えることができる。
2. プロジェクトの選考やその後の過程において、UCRC の仲介により他のグループとの研究交流や相互発展を促すことがある。
3. 年間スケジュールは概ね以下のとおり：
 - ・5月末～6月末：「UCRC 若手プロジェクト」の公募
 - ・7月中旬：採否の決定、「UCRC 若手プロジェクト」の開始
 - ・～3月：学術集会「都市文化研究フォーラム」での報告
4. 以下の書類の様式は、UCRC のウェブサイトより入手することができる。
 - 4-1. 代表研究者の提出書類：UCRC 若手プロジェクト申請書（申請時に提出）、研究実績報告書（プロジェクト終了時に提出）
 - 4-2. 共同研究者の提出書類：履歴書、研究業績評価表（専任教員・特任教員・UCRC 研究員以外の者のみ、申請時に提出。UCRC 研究員の応募書類様式を使用する）

6. 書類の提出・お問い合わせ

558-8585 大阪府大阪市住吉区杉本 3-3-138

大阪市立大学大学院文学研究科 都市文化研究センター事務局

E-mail: ucrc_office [at] lit.osaka-cu.ac.jp （[at]を@に変えて送信してください）

電話: 06-6605-3114

7. その他

1. 原則、住所等個人情報を含む書類の送信・送付には、パスワード設定および配達記録付郵便を使用すること。
2. 審査過程で知り得た個人情報は、「共同研究推進プロジェクト」の遂行のみに使用し、不要となった場合には速やかに破棄する。

以上